

学校感染症と出席停止

- 感染症の場合、下記の表のとおり、学校保健安全法に基づいて登校を停止し、他のお子さんへの感染を防ぎます。この場合は欠席とはなりません。早期発見・早期治療が回復を早め、予防の効果を高めます。
- 感染症に罹患後、登校する場合には、所定の「登校許可証」を医療機関で書いてもらって提出してください。「登校許可証」は、区ホームページ及び学校に用意されています。

学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間

感 染 症 の 種 類		出 席 停 止 期 間	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日経過し、かつ解熱後 2 日経過するまで	
	百日咳	特有の咳消失、または 5 日間の抗菌薬療法終了まで	
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日まで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日はしか）	発しん消失まで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで	
	*咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日まで	
	新型コロナウイルス感染症	有症状の場合、発症後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで 無症状の場合、検体を採取した日から 5 日を経過するまで	
	結核	感染のおそれがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、*流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで	
第三種 （その他）	一例	感染性胃腸炎	下痢・おう吐から回復し、全身状態が良好になるまで
		マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良好になるまで

- 注) 1. *印の病気の場合、プール入泳については欠席の日から 30 日後より可とされていますが、主治医・校医と相談をして許可を得てください。（糞便からウイルス排出のおそれが消失するまで）
2. 所定の証明書は、豊島区医師会員が取り扱っています。その他の医療機関にかかれる場合は、登校許可の証明書（様式自由）を書いてもらってください。
3. 文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。
4. インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、治癒証明書の提出は不要です。り患した場合には、発症日・受診日・医療機関名・症状の経過等を学校にご連絡ください。
- 5 「第三種(その他)」は、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を取る必要があると判断したものに限り、出席停止措置を行うことができます。